

受付印 税務署 平成 年 月 日 税務署長殿		所管 業種目	概況書 要否 別表等	※ 白色申告 一連番号
納税地 (フリガナ) 電話() -	事業種目	期末現在の 出資金の額 円	整理番号 事業年度(至) 年 月 日	売上金額 兆 十億 百万 申告年月日 年 月 日
法人名 (フリガナ)	経理責任者 自署押印	経理責任者 自署押印	申告区分 庁指定 局指定 指導等 区分	通信日付印 確認印 省略 年 月 日
代表者 自署押印	旧納税地及び 旧法人名等	旧納税地及び 旧法人名等	通信用日付印 確認印 年 月 日	直前年度 処理 年 月 日
代表者 住所	添付書類 貸借対照表、損益計算書、損益金処分 表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、 組織再編成に係る契約書等の写し、組 織再編成に係る移転資産等の明細書	添付書類 貸借対照表、損益計算書、損益金処分 表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、 組織再編成に係る契約書等の写し、組 織再編成に係る移転資産等の明細書	通信用日付印 確認印 年 月 日	通信用日付印 確認印 年 月 日

平成 年 月 日
 平成 年 月 日

事業年度分の 申告書
 翌年以降
 送付要否
 要 否
 適用額明細書
 提出の有無
 有 無
 税理士法第30条
 の書面提出有
 税理士法第33条
 の2の書面提出有

所得金額又は欠損金額 (別表四「46」の①)	十億	百万	千	円
1				
法人税額 (34)又は(37)				
法人税額の特別控除額 (別表六(六)「27」+別表六(七)「16」+別表六(八)「19」+ 別表六(九)「23」+別表六(十)「23」+別表六(十二)「22」+ 別表六(十三)「25」+別表六(十四)「24」+別表六(十五)「22」+ 別表六(二十)「24」+別表六(二十一)「24」+別表六(二十六)「12」)				
差引法人税額 (2)-(3)				
リース特別控除戻税額 (別表六(十三)「30」+別表六(十六)「30」+ 別表六(二十)「30」+別表六(二十三)「30」+ 別表六(二十八)「30」+別表六(三十一)「31」)				
課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」+別表三 (三)「25」+別表三(四)「14」)			0	0
同上に対する税額 (38)+(39)+(40)+(41)				
法人税額計 (4)+(5)+(7)				0
仮装経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除法人税額				
控除税額 (((8)-(9)+(44)のうち少ない金額)				
差引この申告により納付すべき法人税額 (8)-(9)-(10)				0
特例税率の適用がある場合 (1)のうち年800万円 相当額以下の金額 800万円× $\frac{1}{12}$				0
(1)のうち(24)を超える 10億円相当額以下の金額 99,200万円× $\frac{1}{12}$				0
(1)のうち年10億円 相当額を超える金額 (1)-10億円× $\frac{1}{12}$				0
所得金額(1) (24)+(25)+(26)				0
(1)の金額又は800万円× $\frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額				0
(1)のうち年800万円 相当額を超える金額 (1)-(28)				0
所得金額(1) (28)+(29)				0
土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)				0
同上				0
所得税の額 (別表六(一)「6」の③)				
外国税額 (別表六(二)「21」)				
計 (42)+(43)				
控除した金額 (10)				
控除しきれなかった金額 (44)-(45)				

所得税額等の還付金額 (46)	十億	百万	千	円			
12							
欠損金の繰戻しによる 還付請求税額							
計 (12)+(13)							
この申告が修正申告である 場合 この申告による還付金額							
所得金額又は 欠損金額							
課税土地譲 渡利益金額							
法人税額							
還付金額							
この申告により納付すべき法人 税額又は減少する還付請求 税額は (11)-(17)若しくは (11)+(18)又は(18)-(14)				0			
欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(一)「2」の計)+(別表 七(二)「11」、「22」又は「32」)							
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金 (別表七(一)「3」の合計)							
この申告が修正申告である 場合 この申告による還付金額							
欠損金又は災害損失金等の当期控除額 の正るる申告場 合 翌期へ繰り越す欠損金 又は災害損失金							
(24)の18%相当額							
(25)の22%相当額							
(26)の26%相当額							
法人税額 (31)+(32)+(33)							
(28)の18%相当額							
(29)の22%相当額							
法人税額 (35)+(36)							
土地譲渡税額 (別表三(三)「23」)				0			
同上				0			
土地譲渡税額 (別表三(四)「15」)							
剰余金・利益の配当 (剰余金の分配)の金額							
決算確定の日	平成		年		月		日
残余財産の最後の分配 又は引渡しの日	平成		年		月		日
還付を受ける 金融機関等	銀行 金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本所・支所	郵便局名等	預金			
口座 番号	ゆうちょ銀行の 貯金記号番号			-			
※税務署処理欄							

税理士
署名押印